教育機関

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会行政文書管理規程(平成11年岩手県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前

(行政文書の作成方法)

閣告示第1号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、 送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の 表記(平成3年内閣告示第2号)により平易簡明な口語体に しなければならない。

2 · 3 [略]

(文書管理者)

- める文書管理者は、次に掲げる事務を処理するものとする。
  - (1) ファイル管理簿<u>(様式第1号)</u>の作成に関すること。

(2) • (3) 「略]

(本庁における郵便物等の受領及び配布)

- 第9条 本庁に送達された郵便物及び電報並びに託送等によっ 第9条 本庁に送達された郵便物及び電報並びに託送等によっ て送達された行政文書(以下「郵便物等」という。) (課に 直接送達されたものを除く。) 並びに物品(教育長等あての ものに限る。) は、教育企画室において受領し、次に定める ところにより配布しなければならない。
  - (1) (2) 「略]
  - (3) 書留郵便物、電報、教育長等あてに送達された物品、 配達記録等の特殊取扱い郵便物(書留郵便物、速達等を除く。 )等については、書留等配布票(様式第2号)に所要事項を 記載した後、あて先の文書管理主任に配布し、受領印を徴す ること。ただし、慶弔電報その他軽易な電報については、こ の処理を省略することができる。

(4) [略]

2 「略]

(本庁における行政文書等の収受及び配布)

第10条 課の文書管理主任は、前条の規定により教育企画室か 第10条 課の文書管理主任は、前条の規定により教育企画室か

(行政文書の作成方法)

第4条 行政文書を作成する場合は、常用漢字表(昭和56年内 第4条 行政文書を作成する場合は、常用漢字表(昭和56年内 閣告示第1号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、 送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の 表記(平成3年内閣告示第2号)により平易簡明な口語体に しなければならない。<u>ただし、</u>教育長が別に定めるものにあ <u>っては、この限</u>りでない。

改正後

2 · 3 [略]

(文書管理者)

- 第6条 岩手県教育委員会行政文書管理規則第3条第2項に定|第6条 岩手県教育委員会行政文書管理規則第3条第2項に定 める文書管理者は、次に掲げる事務を処理するものとする。
  - (1) 別に定める様式によるファイル管理簿の作成に関する こと。
  - (2) (3) 「略]

(本庁における郵便物等の受領及び配布)

- て送達された行政文書(以下「郵便物等」という。) (課に 直接送達されたものを除く。) 並びに物品(教育長等あての ものに限る。) は、教育企画室において受領し、次に定める ところにより配布しなければならない。
  - (1) (2) 「略]
- (3) 書留郵便物、電報、教育長等あてに送達された物品、 配達記録等の特殊取扱郵便物(書留郵便物、速達等を除く。 ) 等については、別に定める様式による書留等配布票に所 要事項を記載した後、あて先の文書管理主任に配布し、受 領印を徴すること。ただし、慶弔電報その他軽易な電報に ついては、この処理を省略することができる。
- (4) [略]
- 2 「略]

(本庁における行政文書等の収受及び配布)

ら配布を受けた郵便物等及び物品並びに課において直接受領 した郵便物等及び物品を次に定めるところにより収受し、及 び配布しなければならない。

- (1) 郵便物等(親展文書を除く。)は、開封の上、行政文 書の下部余白に収受印(様式第4号)を押印し、直ちに、 文書管理主任があらかじめ指定する者(以下「指定者」と いう。) に配布すること。
- (2) 前号の場合において、岩手県教育委員会許認可等標準 処理日数規程(平成6年岩手県教育委員会訓令第15号) に規定する許可、認可、免許、確認等に係る申請書、願書、 申出書等及び不服申立書、訴訟書等については、文書処理 簿(様式第5号)に所要事項を記載し、当該行政文書に収 受番号を記載すること。ただし、当該許可、認可、免許、 確認等に係る申請書、願書、申出書等で同一用件が年間相 当数に及ぶものについては、文書処理補助簿(様式第6号 )により整理することができること。

 $(3)\sim(5)$  「略]

(出先機関における郵便物等の受領等)

第 11 条 出先機関に送達された郵便物等及び物品は、当該出先 | 第 11 条 出先機関に送達された郵便物等及び物品は、当該出先 機関の文書管理主任が、第9条第1項第3号及び前条各号に 定めるところにより受領し、収受し、及び配布しなければな らない。この場合における第9条第1項第3号の適用につい ては、同号中「書留等配布票(様式第2号)」とあるのは「書 留等配布簿(様式第3号)」と、「あて先の文書管理主任」 とあるのは「あて先」とする。

(起案の方法)

第 17 条 起案は、次条から第 23 条までに規定する場合を除き、│第 17 条 起案は、次条から第 23 条までに規定する場合を除き、 原則として回議用紙(様式第7号。接続紙にあっては、様式 第8号)を用い、内容、理由及び経緯等の所要事項を記載の 上、必要のあるものは、文案の前に起案の理由を記載し、文 案の後に準拠法令の条文、参考書類及び予算関係等必要な事 項を摘記し、又は添付しなければならない。

## 2 • 3 「略]

移記して処理する必要のあるものは、訂正の必要箇所を朱の 括弧で表示し、その上に訂正文を朱書して、回議用紙に添付 し、起案することができる。

(帳簿処理)

第 19 条 内容の軽易なもの又は所定の様式のあるものについ 第 19 条 内容の軽易なもの又は所定の様式のあるものについ ては、教育企画室長が別に定める項目を記載した一定の帳簿 を設けて起案することができる。

ら配布を受けた郵便物等及び物品並びに課において直接受領 した郵便物等及び物品を次に定めるところにより収受し、及 び配布しなければならない。

- (1) 郵便物等(親展文書を除く。)は、開封の上、行政文 書の下部余白に別に定める様式による収受印を押印し、直 ちに、文書管理主任があらかじめ指定する者(以下「指定 者」という。) に配布すること。
- (2) 前号の場合において、岩手県教育委員会許認可等標準 処理日数規程(平成6年岩手県教育委員会訓令第15号) に規定する許可、認可、免許、確認等に係る申請書、願書、 申出書等及び不服申立書、訴訟書等については、別に定め る様式による文書処理簿に所要事項を記載し、当該行政文 書に収受番号を記載すること。ただし、当該許可、認可、 免許、確認等に係る申請書、願書、申出書等で同一用件が 年間相当数に及ぶものについては、別に定める様式による 文書処理補助簿により整理することができること。

 $(3)\sim(5)$  「略]

(出先機関における郵便物等の受領等)

機関の文書管理主任が、第9条第1項第3号及び前条各号に 定めるところにより受領し、収受し、及び配布しなければな らない。この場合における第9条第1項第3号の適用につい ては、同号中「書留等配布票」とあるのは「書留等配布簿」 と、「あて先の文書管理主任」とあるのは「あて先」とする。

(起案の方法)

原則として別に定める様式による回議等用紙を用い、内容、 理由及び経緯等の所要事項を記載の上、必要のあるものは、 文案の前に起案の理由を記載し、文案の後に準拠法令の条文、 参考書類及び予算関係等必要な事項を摘記し、又は添付しな ければならない。

2 · 3 「略]

4 照会等に対する回答等の場合で、照会等の文書の大部分を 4 照会等に対する回答等の場合で、照会等の文書の大部分を 移記して処理する必要のあるものは、訂正の必要箇所を朱の 括弧で表示し、その上に訂正文を朱書して、回議等用紙に添 付し、起案することができる。

(余白及び帳簿処理)

ては、余白を用い、又は教育企画室長が別に定める項目を記 載した一定の帳簿を設けて起案することができる。

(電話又は口頭の処理)

第21条 電話又は口頭で受けた事項は、電話(口頭)受付票(様 第21条 削除

式第10号)を用いて処理することができる。

(付せん用紙処理)

備、違式、差出人の申出等によって返付するものは、付せん 用紙(様式第11号)を用いて処理することができる。

(特殊取扱いの表示)

- るところによらなければならない。
  - (1) 回議用紙による場合は、取扱区分欄又は発送区分欄の 該当する項目を朱の丸で囲み、必要に応じて具体的な取扱 いを朱書すること。
  - (2) 電話(口頭)受付票その他別に定めるものによる場合 は、「至急」、「速達」等その具体的な取扱いを施行区分 欄に朱書すること。
- 2 前項第1号の特殊取扱いの表示及びその内容は、次に定め 2 前項の特殊取扱の表示及びその内容は、次に定めるところ るところによる。

 $(1)\sim(9)$  「略]

(決裁後の処理)

- 第 29 条 決裁を完了した回議案 (以下「原議」という。) には、 第 29 条 決裁を完了した回議案 (以下「原議」という。) には、 直ちに、決裁印(様式第12号)を押印して、決裁の年月日を 明らかにしておかなければならない。
- 2 「略]

(行政文書の記号、番号等)

- 第30条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記 第30条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記 号、番号等を記載しなければならない。ただし、法令に記号、 番号等について特に指定されているもの、辞令、表彰状、契 約書、書簡文等及び慣例により記号、番号等を必要としない ものは、この限りでない。
  - (1) 教育委員会規則 教育委員会名、規則及び教育企画室 に備え付ける令達番号簿(様式第13号)による番号

 $(2)\sim(4)$  「略]

2 「略]

(浄書)

第36条 「略]

- 「略]
- 3 行政文書の浄書を終えたときは、各課及び各出先機関にお 3 行政文書の浄書を終えたときは、各課及び各出先機関にお

(付せん用紙処理)

- 第 22 条 軽易な照会又は連絡に関するもの及び行政文書の不 第 22 条 軽易な照会又は連絡に関するもの及び行政文書の不 備、違式、差出人の申出等によって返付するものは、別に定 める様式による付せん用紙を用いて処理することができる。 (特殊取扱の表示)
- 第24条 回議案で施行上特殊取扱いを要するものは、次に定め 第24条 回議案で施行上特殊取扱を要するものは、取扱区分欄 又は発送区分欄に具体的な取扱いを記載しなければならな

による。

 $(1)\sim(9)$  「略]

(10) その他 前各号に掲げるもののほか、必要なもの (決裁後の処理)

直ちに、別に定める様式による決裁印を押印して、決裁の年 月日を明らかにしておかなければならない。

2 「略]

(行政文書の記号、番号等)

- 号、番号等を記載しなければならない。ただし、法令に記号、 番号等について特に指定されているもの、辞令、表彰状、契 約書、書簡文等及び慣例により記号、番号等を必要としない ものは、この限りでない。
- (1) 教育委員会規則 教育委員会名、規則及び教育企画室 に備え付ける別に定める様式による令達番号簿による番 무

 $(2)\sim(4)$  「略]

2 「略]

(浄書)

第36条 「略]

- 「略]

いて校合を行い、浄書を行った者及び校合を行った者は、原 いて必要に応じて校合を行うものとする。 議の所定欄に認印を押印しなければならない。

(文書差立簿による発送)

ようとするときは、各課又は各出先機関において所要事項を 記載した文書差立簿(様式第14号)を添えて、本庁にあって は教育企画室に、出先機関にあっては文書管理主任に回付し なければならない。

(本庁における行政文書等の発送)

## 第40条 「略]

- 2 「略]
- 3 教育企画室において郵便により行政文書及び物品を発送す 3 教育企画室において郵便により行政文書及び物品を発送す るときは、次に定めるところによらなければならない。
  - (1) 原議の所定欄に発送印(様式第15号)を押印すること。
  - (2) 「略]
  - (3) 原議の発送区分欄又は施行区分欄に、第24条に規定 する特殊取扱いの表示がしてあるものは、その発送取扱い について確認すること。

### 4 · 5 「略]

(本庁における合封発送)

- 依頼のあったもの(第24条に規定する特殊取扱いを要するも の等を除く。) は、教育企画室において合封して発送しなけ ればならない。
- に行うものとする。

(出先機関における行政文書等の発送)

### 第 42 条 「略]

- き、行政文書及び物品を発送するときは、次に定めるところ によらなければならない。
  - (1) 原議の所定欄に発送印(様式第4号)を押印すること。
  - (2) 原議の発送区分欄又は施行区分欄に、第24条に規定す る特殊取扱いの表示がしてあるものは、その発送取扱いに ついて確認すること。

# 3・4 [略]

(行政文書の分類及び管理)

第52条 行政文書の分類は、第1ガイド及び第2ガイドの2段 第52条 行政文書の分類は、第1ガイド、第2ガイド、第3ガ 階方式とし、第2ガイドの次に、関連する行政文書のまとま

(文書差立簿による発送)

第38条 回議の手続によらないで、行政文書及び物品を発送し 第38条 回議の手続によらないで、行政文書及び物品を発送し ようとするときは、各課又は各出先機関において所要事項を 記載した別に定める様式による文書差立簿を添えて、本庁に あっては教育企画室に、出先機関にあっては文書管理主任に 回付しなければならない。

(本庁における行政文書等の発送)

## 第40条 「略]

- 2 「略]
- るときは、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 原議の所定欄に別に定める様式による発送印を押印す ること。
- (2) 「略]
- (3) 原議の発送区分欄に、第24条に規定する特殊取扱の 表示がしてあるものは、その発送の取扱いについて確認す ること。

### 4・5 「略]

(本庁における合封発送)

- 第41条 本庁において次に掲げるあて先の行政文書で各課から 第41条 本庁において次に掲げるあて先の行政文書で各課から 依頼のあったもの(第24条に規定する特殊取扱を要するもの 等を除く。) は、教育企画室において合封して発送しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定による発送は、毎週月曜日、水曜日及び金曜日 2 前項の規定による発送は、毎週火曜日及び金曜日に行うも のとする。

(出先機関における行政文書等の発送)

### 第42条 「略]

- 2 前項の文書管理主任は、託送その他の方法によるものを除 2 前項の文書管理主任は、託送その他の方法によるものを除 き、行政文書及び物品を発送するときは、次に定めるところ によらなければならない。
  - (1) 原議の所定欄に別に定める様式による発送印を押印す ること。
  - (2) 原議の発送区分欄に、第24条に規定する特殊取扱の表 示がしてあるものは、その発送の取扱いについて確認する こと。

## 3 · 4 「略]

(行政文書の分類及び管理)

イド及びファイルの4段階方式とする。

りを管理の対象として類型化したファイル項目及び個別フォ ルダーを設定するものとする。

- 2 行政文書の管理は、ファイル(同様の方法で区分され、若 2 行政文書の管理は、ファイル(同様の方法で区分され、若 しくは利用される関連した個別フォルダー又は事柄若しくは テーマの経緯ごとの関連した個別フォルダーのまとまりをい う。以下同じ。) を単位として行うものとする。
- 「略]
- 迅速に検索することができるように、所掌する事務、事業等 の実情が的確に反映されるように設定しなければならない。 (行政文書の整理)
- 収納し、当該フォルダーの属するファイルに納めなければな らない。
- 2 個別フォルダーに収納することが適当でないもの、量が多 く分冊できないもの、電磁的記録、コンピュータ帳票及び設 計図書等でキャビネット以外の場所で保管するものについて は、所在カード(様式第16号)を作成し、それを納めた個別 フォルダーをキャビネットに入れて整理するものとする。
- 3 その日のうちに処理できなかった案件又は未決になってい る決裁途上の行政文書は、「未処理フォルダー」に収納し、 所定の場所に保管し、常に所在を明らかにしておかなければ ならない。

(ファイル管理簿の作成)

- を行うときに現年度文書について作成し、保管期間を経過し た行政文書を廃棄する場合又は教育企画室長への引継ぎ等の 措置を講ずる場合に、前年度に作成したファイル管理簿に引 継ぎの有無、保存場所、廃棄年月日等を記載するものとする。
- 2 ファイル管理簿に登載した行政文書の検索を容易にするた め、ファイル管理簿総括表(様式第17号)を作成するものと する。
- 3 文書管理者は、次に定めるところにより、第1項の規定に 2 文書管理者は、次に定めるところにより、前項の規定によ より作成したファイル管理簿の写しを当該行政文書の完結し た日の属する年度の翌年度の4月末日までに送付しなければ ならない。

(1) • (2) 「略]

(完結文書の引継ぎ等)

第58条 「略]

2 完結文書の引継ぎは、ファイル箱管理票(様式第18号)を2 完結文書の引継ぎは、ファイルを用いて行わなければなら 貼付した保存用のファイル箱を用いて行わなければならな

- しくは利用される関連した簿冊又は簿冊に編てつすること が適当でないものにあっては、他の適当な方法により整理し たものをいう。以下同じ。)を単位として行うものとする。
- 3 「略]
- 4 ファイル項目は、保有している行政文書を体系的に管理し、 4 ファイルは、保有している行政文書を体系的に管理し、迅 速に検索することができるように、所掌する事務、事業等の実 情が的確に反映されるように設定しなければならない。

(行政文書の整理)

第53条 作成し、又は取得した行政文書は、個別フォルダーに 第53条 作成し、又は取得した行政文書は、ファイルに納めな ければならない。

(ファイル管理簿の作成)

- 第57条 ファイル管理簿は、前条に規定する行政文書の移替え 第57条 ファイル管理簿は、前条に規定する行政文書の移替え を行うときに現年度文書について作成し、保管期間を経過し た行政文書を廃棄する場合又は教育企画室長への引継ぎ等 の措置を講ずる場合に、ファイル管理簿に引継ぎの有無、保 存場所、廃棄年月日等を記載するものとする。
  - るファイル管理簿の写しを当該行政文書の完結した日の属 する年度の翌年度の4月末日までに送付しなければならな

(1) • (2) 「略]

(完結文書の引継ぎ等)

第58条 「略]

ない。

V,

「略]

4 教育企画室長は、前項の規定による行政文書の引継ぎを受 4 教育企画室長は、前項の規定による行政文書の引継ぎを受 けるときは、ファイル管理簿とファイル箱に貼付されたファ イル箱管理票とを照合しなければならない。

(本庁における保存文書の管理)

第59条 「略]

2 教育企画室長は、引継ぎを受ける場合は、文書保存庫での 検索を容易にするため、ファイル管理簿及びファイル箱管理 票に一連の整理番号を付するものとする。

3 [略]

(出先機関における保存文書の管理)

第60条 [略]

2 出先機関の文書管理者は、保存した完結文書の書庫等での 検索を容易にするため、ファイル管理簿及びファイル箱管理 票に一連の整理番号を付するものとする。

3 前条第3項の規定は、出先機関の文書管理者について準用 2 前条第2項の規定は、出先機関の文書管理者について準用 する。この場合において、同項第5号中「教育企画室長」と あるのは、「出先機関の文書管理者」と読み替えるものとす る。

(職員の保存文書の貸出し等)

本庁にあっては保存文書貸出票(様式第19号)に、出先機関 にあっては保存文書貸出簿(様式第20号)に所要事項を記載 の上、教育企画室長又は出先機関の文書管理主任(以下「保 存文書管理者」という。) に提出し、その承認を受けなけれ ばならない。

「略]

3 保存文書の貸出しは、保存用のファイル箱単位で行うもの 3 保存文書の貸出しは、ファイル単位で行うものとする。 とする。

4·5 「略]

3 「略]

けるときは、ファイル管理簿とファイルとを照合しなければ ならない。

(本庁における保存文書の管理)

第59条 [略]

2 [略]

(出先機関における保存文書の管理)

第60条 [略]

する。この場合において、同項第5号中「教育企画室長」と あるのは、「出先機関の文書管理者」と読み替えるものとす る。

(職員の保存文書の貸出し等)

第62条 職員は、保存文書の貸出しを受けようとするときは、第62条 職員は、保存文書の貸出しを受けようとするときは、 本庁にあっては別に定める様式による保存文書貸出票に、出 先機関にあっては別に定める様式による保存文書貸出簿に 所要事項を記載の上、教育企画室長又は出先機関の文書管理 主任(以下「保存文書管理者」という。)に提出し、その承 認を受けなければならない。

2 「略]

「略〕  $4 \cdot 5$ 

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第20号までを削る。

附則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県教育委員会行政文書管理規程の規定は、この訓令の施行の日以後に作成し、又は取得する行政 文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した行政文書については、なお従前の例による。
- 3 この訓令による改正前の岩手県教育委員会行政文書管理規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用 することができる。